

## I 総括

### 1 沿革

- 昭和 12 年 4 月 5 日 保健所法制定。
- 昭和 19 年 10 月 1 日 佐原市佐原（田宿）で佐原保健所として業務開始。
- 昭和 21 年 11 月 1 日 佐原市佐原（荒久）に移転。
- 昭和 22 年 9 月 5 日 保健所法全面改正。
- 昭和 25 年 5 月 27 日 佐原市佐原口 2127（旧所在地）に新築移転。  
(木造モルタル造り二階建て 延べ 791 m<sup>2</sup>)
- 昭和 45 年 6 月 17 日 鉄筋二階建てに改築。  
敷地面積 2,684 m<sup>2</sup> 延床面積 931 m<sup>2</sup>
- 平成 6 年 6 月 30 日 保健所法を地域保健法に名称変更。
- 平成 9 年 4 月 1 日 地域保健法施行。  
県の保健所は地域保健の広域的、専門的、技術的機関として再編整備。  
・名称 佐原保健所を香取保健所に改称  
・所管区域 佐原市及び香取郡（9町）全域  
(多古町、干潟町が編入)  
・内部組織 5 課 2 班制から 1 課 8 班制
- 平成 10 年 4 月 1 日 環境保全対策室を設置し、1 課 7 班 1 室制。
- 平成 12 年 4 月 1 日 食品衛生班と環境衛生班を統合し、生活衛生課とする 2 課 5 班 1 室制。
- 平成 13 年 4 月 1 日 環境保全業務の支庁県民環境課（新設）への移管により、環境保全対策室が廃止され 2 課 5 班制となる。
- 平成 16 年 4 月 1 日 組織改正により香取支庁社会福祉課と保健所を統合し、香取健康福祉センター（香取保健所）を設置、総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活支援課及び食品広域監視班の 4 課 1 班体制となる。
- 平成 17 年 7 月 1 日 市町村合併により、1 市 8 町となる。  
(干潟町が旭市、海上町、飯岡町と合併し新「旭市」となり所管区域変更)
- 平成 18 年 3 月 27 日 市町村合併により、1 市 3 町となる。  
(下総町、大栄町が成田市へ編入合併し所管区域変更)  
(佐原市、小見川町、山田町、栗源町が合併し「香取市」となる)
- 平成 20 年 4 月 1 日 食品広域監視班を食品機動監視班に改称。  
検査課の新設により、5 課 1 班体制となる。
- 平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災の発生により、センター建物の一部が損壊。
- 平成 24 年 4 月 1 日 食品機動監視班を食品機動監視課に改称し、6 課体制となる。
- 平成 29 年 8 月 31 日 香取市佐原イ 92-11 に香取合同庁舎が竣工  
敷地面積 5,145 m<sup>2</sup> 延床面積 6,070 m<sup>2</sup> (事務棟)  
鉄筋コンクリート造（1 階）鉄骨造（2～4 階）  
鉄骨鉄筋コンクリート造（免震部分）
- 平成 29 年 11 月 6 日 香取合同庁舎 2 階に移転

表1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	村田四郎	昭和 19.10.11 ~ 昭和 20.10.10	15代	野島尚武	平成 7.4.1 ~ 平成 10.3.31
2代	大竹三千之助	昭和 20.10.11 ~ 昭和 21.11.10	16代	藤木哲郎	平成 10.4.1 ~ 平成 14.3.31
3代	田部正隆	昭和 21.11.11 ~ 昭和 29.4.22	17代	中村恒穂	平成 14.4.1 ~ 平成 17.3.31
4代	中野敏	昭和 29.4.23 ~ 昭和 39.3.31	18代	江口弘久	平成 17.4.1 ~ 平成 20.3.31
5代	楠本浩	昭和 39.4.1 ~ 昭和 45.7.20	19代	佐久間文明	平成 20.4.1 ~ 平成 24.3.31
6代	丸山正雄	昭和 45.7.21 ~ 昭和 50.5.16	20代	葛西正明	平成 24.4.1 ~ 平成 26.3.31
7代	田部正隆	昭和 50.5.17 ~ 昭和 50.6.15	21代	中村恒穂	平成 26.4.1 ~ 平成 28.3.31
8代	川原田貞子	昭和 50.6.16 ~ 昭和 56.6.15	22代	野田秀平	平成 28.4.1 ~ 平成 30.3.31
9代	林芳男	昭和 56.6.16 ~ 昭和 59.3.31	23代	井元浩平	平成 30.4.1 ~ 令和 3.3.31
10代	日下部茂樹	昭和 59.4.1 ~ 昭和 60.4.10	24代	大野由記子	令和 3.4.1 ~ 令和 4.3.31
11代	川原田貞子	昭和 60.4.11 ~ 昭和 63.3.31	25代	松本良二	令和 4.4.1 ~ 令和 5.3.31
12代	渡邊佐	昭和 63.4.1 ~ 平成 3.3.31	26代	久保秀一	令和 5.4.1 ~ 令和 6.7.31
13代	石毛義治	平成 3.4.1 ~ 平成 5.3.31	27代	塚原優己	令和 6.8.1 ~ 令和 7.3.31
14代	今留淳	平成 5.4.1 ~ 平成 7.3.31	28代	久保秀一	令和 7.4.1 ~

## 2 概要

当センター管内は、県の北東部に位置し、利根川に沿った平野部からなり、茨城県境に面し水と緑の豊かな自然に恵まれた水郷地帯である。

所管区域は、市町村合併に伴い、平成 18 年 3 月 27 日から香取市、神崎町、多古町及び東庄町の 1 市 3 町となっている。

地域の産業は、肥沃な土地を利用した、稲作や野菜など農業中心の第1次産業が盛んな地域であるが、成田国際空港、鹿島臨海工業地帯に隣接するという立地優位性や、水郷筑波国定公園という豊かな環境を活かした第2次・第3次産業も盛んになり、地域の産業構造も変化してきている。

令和6年10月1日における管内人口は、世帯数40,099戸、人口は98,119人であり、令和5年10月1日と比べ1,624人減少している。

また、令和6年4月1日における高齢化率(全人口に対する65歳以上の人口割合は、38.7%（前年比0.4%増）で県平均の27.6%を大きく上回っており、高齢化が進んでいる。

## 3 管内の状況

### (1) 管内の人口及び世帯数等の概況

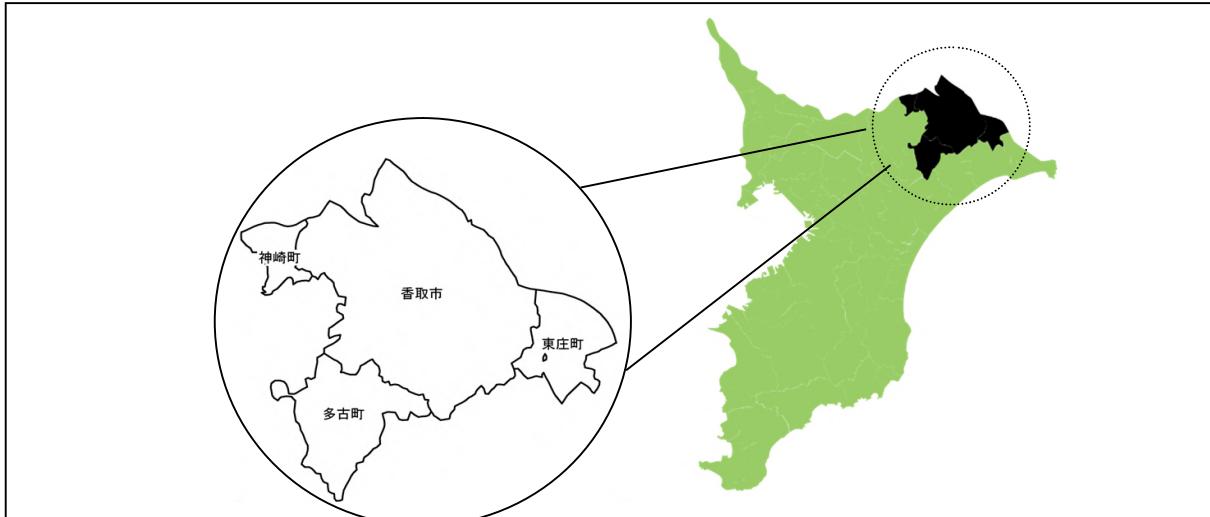
表 3－(1) 管内人口及び世帯数等の概況

区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	面積 (km <sup>2</sup> )
管 内	40,099	98,119	244.50	401.30
香取市	27,916	67,608	257.70	262.35
神崎町	2,357	5,519	277.34	19.90
多古町	5,113	12,782	175.58	72.80
東庄町	4,713	12,210	264.00	46.25
県 総 数	2,911,312	6,275,423	1,217.00	5,156.48

出典：(人口) 令和 6 年 10 月 1 日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和 6 年全国都道府県市区町別面積調

図 3－(1) 管内図



管内人口の年齢構成の推移は表3－（2）－ア 年齢構成の推移のとおりである。

令和6年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳から14歳までの年少人口の割合は8.4%、15歳から64歳までの生産年齢人口は52.9%、65歳以上の老人人口は38.7%で、県平均に比し年少人口・生産年齢人口の割合は低く、老齢人口の割合は高くなっている。また、管内の令和6年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3－（2）のとおりである。

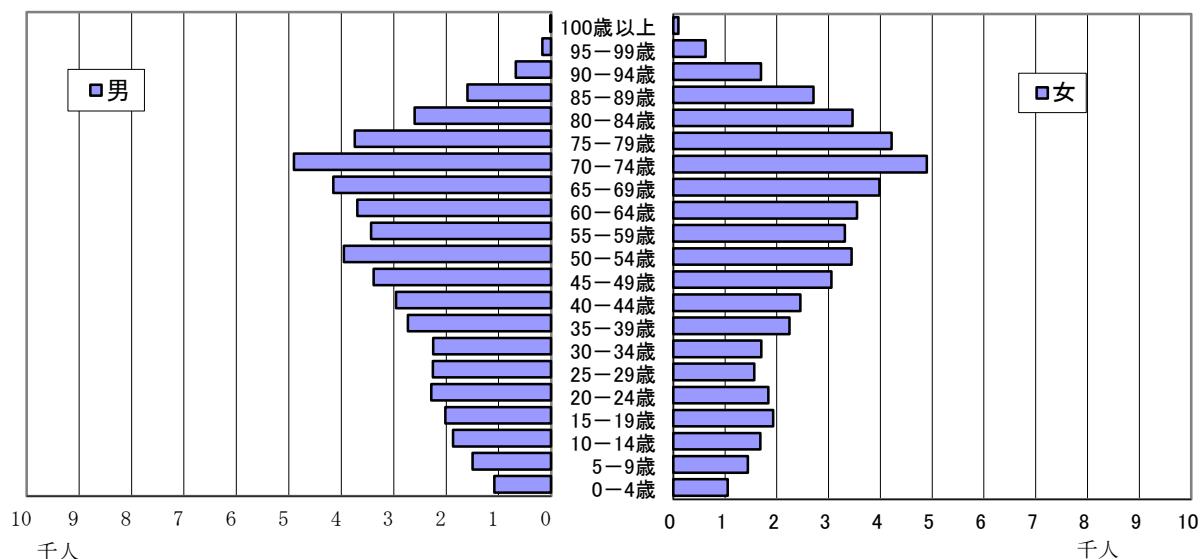
表3－（2）－ア 年齢構成の推移 (単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老人人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内	21	126,464	14,639	(11.6)	78,182	(61.8)	33,643	(26.6)	—	—
	26	118,652	12,318	(10.4)	70,140	(59.1)	36,194	(30.5)	—	—
	1	111,087	10,482	(9.4)	61,126	(55.0)	39,479	(35.5)	—	—
	4	105,631	9,338	(8.8)	56,367	(53.4)	39,926	(37.8)	—	—
	5	103,797	9,010	(8.7)	55,051	(53.0)	39,736	(38.3)	—	—
	6	102,199	8,618	(8.4)	54,045	(52.9)	39,536	(38.7)	—	—
香取市	21	86,990	10,132	(11.6)	54,022	(62.1)	22,836	(26.3)	—	—
	26	81,647	8,579	(10.5)	48,362	(59.2)	24,706	(30.3)	—	—
	1	76,359	7,236	(9.5)	42,176	(55.2)	26,947	(35.3)	—	—
	4	72,611	6,413	(8.8)	38,952	(53.6)	27,246	(37.5)	—	—
	5	71,332	6,159	(8.6)	38,047	(53.3)	27,126	(38.0)	—	—
	6	70,243	5,886	(8.4)	37,392	(53.2)	26,965	(38.4)	—	—
神崎町	21	6,752	826	(12.2)	4,177	(61.9)	1,749	(25.9)	—	—
	26	6,460	684	(10.6)	3,873	(60.0)	1,903	(29.5)	—	—
	1	6,102	570	(9.3)	3,489	(57.2)	2,043	(33.5)	—	—
	4	5,792	489	(8.4)	3,254	(56.2)	2,049	(35.4)	—	—
	5	5,711	489	(8.6)	3,170	(55.5)	2,052	(35.9)	—	—
	6	5,677	493	(8.7)	3,133	(55.2)	2,051	(36.1)	—	—
多古町	21	16,807	1,819	(10.8)	10,152	(60.4)	4,836	(28.8)	—	—
	26	15,557	1,457	(9.4)	9,183	(59.0)	4,917	(31.6)	—	—
	1	14,655	1,315	(9.0)	8,060	(55.0)	5,280	(36.0)	—	—
	4	13,941	1,227	(8.8)	7,335	(52.6)	5,379	(38.6)	—	—
	5	13,703	1,205	(8.8)	7,146	(52.1)	5,352	(39.1)	—	—
	6	13,485	1,159	(8.6)	7,002	(51.9)	5,324	(39.5)	—	—

	21	15,915	1,862	(11.7)	9,831	(61.8)	4,222	(26.5)	—	—
東	26	14,988	1,598	(10.7)	8,722	(58.2)	4,668	(31.1)	—	—
庄	1	13,971	1,361	(9.7)	7,401	(53.0)	5,209	(37.3)	—	—
町	4	13,287	1,209	(9.1)	6,826	(51.4)	5,252	(39.5)	—	—
	5	13,051	1,157	(8.9)	6,688	(51.2)	5,206	(39.9)	—	—
	6	12,794	1,080	(8.4)	6,518	(50.9)	5,196	(40.6)	—	—
	21	6,239,145	835,721	(13.4)	4,164,546	(66.7)	1,238,878	(19.9)	—	—
県	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	—
総	1	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	—	—
数	4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	—
	5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	—
	6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和6年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位:人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口												老人人口							
		0 ~	5 ~	10 ~	15 ~	20 ~	25 ~	30 ~	35 ~	40 ~	45 ~	50 ~	55 ~	60 ~	65 ~	70 ~	75 ~	80 ~	85 ~	90 ~	95 ~	100 ~		
管内 総数	102,199	2,128	2,937	3,553	3,948	4,117	3,820	3,953	4,975	5,412	6,437	7,395	6,743	7,245	8,132	9,799	7,962	6,064	4,302	2,371	792	114		
男	51,234	1,079	1,498	1,869	2,018	2,282	2,252	2,249	2,728	2,957	3,385	3,951	3,430	3,694	4,149	4,901	3,742	2,604	1,594	674	166	12		
女	50,965	1,049	1,439	1,684	1,930	1,835	1,568	1,704	2,247	2,455	3,052	3,444	3,313	3,551	3,983	4,898	4,220	3,460	2,708	1,697	626	102		
香取市 総数	70,243	1,446	1,989	2,451	2,773	2,888	2,565	2,695	3,419	3,765	4,448	5,137	4,630	5,072	5,504	6,744	5,449	4,140	2,913	1,595	551	69		
男	34,988	731	1,018	1,302	1,408	1,563	1,472	1,477	1,859	2,021	2,341	2,745	2,357	2,570	2,807	3,364	2,555	1,761	1,083	440	108	6		
女	35,255	715	971	1,149	1,365	1,325	1,093	1,218	1,560	1,744	2,107	2,392	2,273	2,502	2,697	3,380	2,894	2,379	1,830	1,155	443	63		
神崎町 総数	5,677	139	176	178	205	234	246	215	254	297	390	427	460	405	454	465	407	334	236	108	39	8		
男	2,872	72	85	91	118	123	139	129	141	154	208	237	239	213	249	225	181	152	80	26	9	1		
女	2,805	67	91	87	87	111	107	86	113	143	182	190	221	192	205	240	226	182	156	82	30	7		
多古町 総数	13,485	294	399	466	470	534	547	542	681	686	799	912	891	940	1,124	1,267	999	807	622	382	107	16		
男	6,905	149	191	237	240	347	332	324	386	389	421	493	450	487	580	664	483	345	235	121	28	3		
女	6,580	145	208	229	230	187	215	218	295	297	378	419	441	453	544	603	516	462	387	261	79	13		
東庄町 総数	12,794	249	373	458	500	461	462	501	621	664	800	919	762	828	1,050	1,323	1,107	783	531	286	95	21		
男	6,469	127	204	239	252	249	309	319	342	393	415	476	384	424	513	648	523	346	196	87	21	2		
女	6,325	122	169	219	248	212	153	182	279	271	385	443	378	404	537	675	584	437	335	199	74	19		
千葉県 総数	6,308,398	203,449	244,226	261,528	277,718	331,724	347,587	340,324	368,778	404,261	466,375	522,784	435,675	361,946	343,439	410,906	389,776	309,295	181,309	81,282	22,727	3,289		
男	3,139,640	104,075	125,263	134,562	142,775	170,621	180,319	177,645	192,055	209,736	242,190	270,806	225,474	184,732	170,015	195,508	177,590	134,633	71,469	25,086	4,700	386		
女	3,168,758	99,374	118,963	126,966	134,943	161,103	167,268	162,679	176,723	194,525	224,185	251,978	210,201	177,214	173,424	215,398	212,186	174,662	109,840	56,196	18,027	2,903		

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

#### 4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和6年4月1日現在)

区分	曜日	時間	備考
精神保健福祉相談	月3回	午後1時半から 午後3時まで	予約制
D V相談	電話による相談 (月曜日～金曜日)	午前9時から 午後5時まで	来所相談は 予約制
	来所による相談 (水曜日)		
「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい千葉県 づくり条例」に係る相談	月曜日～金曜日	午前9時から 午後5時まで	来所相談は 予約制
H I V 相談・検査	即日検査	第4木曜日	午後1時
	夜間検査	—	—
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	第4木曜日	午後1時	予約制
腸内細菌検査	月曜日(月3回)	午前9時から 午前10時半	
家庭児童相談	月曜日～金曜日	午前9時から 午後4時まで	—
結核管理・接触者健康診断	随時	—	個別通知
一人ひとりに応じた 健康支援事業	月曜日～金曜日	午前9時から 午後5時まで	—

## 5 各種委員会

### (1) 香取健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項の規定により設置している。

#### 地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

#### 千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

#### 別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1) 運営協議会委員名簿（令和6年9月1日現在）

(順不同・敬称略)

現職名	氏名
香取市長	伊藤 友則
香取郡市町会長（神崎町長）	椿 等
千葉県議会議員	信田 光保
千葉県議会議員	谷田川 充丈
千葉県議会議員	宮川 太
一般社団法人香取郡市医師会会長	保津 豊徳
一般社団法人香取匝瑳歯科医師会会長	日下邊 良一
香取郡市薬業会長	藤木 裕士
公益社団法人千葉県看護協会利根地区部会長	篠塚 信子
千葉県立佐原病院長	露口 利夫
香取市民生委員児童委員協議会連合会長	相馬 信彦
香取市赤十字奉仕団委員長	永作 成子
千葉県保育協議会香取支会保育士部会長	本宮 由佳
香取保健所管内食品衛生協会会长	小島 義智
千葉県理容生活衛生同業組合香取支部長	高須 正俊
香取教育研究協議会保健研究部長	香取 雅子
香取市健康推進協議会会長	伊藤 はつ子

## (2) 香取保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿（令和7年3月31日現在）

(順不同・敬称略)

現職名	氏名
円心司法書士事務所 所長	植野 玄治
たもつ内科小児科医院 院長	保津 豊徳
香取医院 院長	香取 理絵
本多病院 副病院長	松丸 泰介
医療及び法律以外の学識経験者	石津 功子

## 6 機構及び事務内容

所長 (兼センター長) (技) 1名	次長 (兼副センター長) (事) 1名	次長 (兼副センター長) (技) 1名	総務企画課 6名	1 庶務、人事、文書収受及び公有財産に関すること 2 予算、決算、経理及び物品会計に関すること 3 給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関すること 4 医療監視及び医療関係の許認可と諸届等に関すること 5 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法等に関すること 6 献血推進に関すること 7 医療施設動(静)態調査、病院報告及び保健医療技術者の免許申請に関すること 8 健康福祉センター運営協議会に関すること 9 地域保健に関する調査、研究及び企画調整に関すること 10 人口動態等衛生上の統計に関すること 11 保健・医療・福祉に係わる総合相談窓口に関すること 12 保健所実習及び地域保健従事者の研修に関すること 13 地域防災対策に関すること
			地域保健 福祉課 23名 (11)	1 生活習慣病対策に関すること 2 健康づくり・栄養改善業務に関すること 3 歯科保健事業に関すること 4 自殺対策推進事業に関すること 5 母子保健に関すること 6 難病・肝炎対策に関すること 7 保健師事業に関すること 8 精神保健及び精神障害者福祉に関すること 9 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等に関すること 10 母子父子寡婦福祉に関すること 11 児童福祉に関すること 12 障害児・者福祉事務に関すること 13 高齢者福祉に関すること 14 戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関すること 15 配偶者暴力相談支援センター事業に関すること 16 民生委員・児童委員に関すること
			生活保護課 5名	1 生活保護法に基づく調査、訪問及び指導に関すること 2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること 3 生活困窮者住居確保給付金に関すること
			健康生活支 援課 11名	1 結核及び感染症予防対策に関すること 2 エイズ予防対策に関すること 3 原爆被爆者対策に関すること 4 食品営業許可、監視指導、食中毒調査に関すること 5 食品衛生講習会に関すること 6 製菓衛生師、ふぐ処理師の指導に関すること 7 狂犬病予防法、動物の愛護管理、特定動物の飼養許可に関すること 8 公衆浴場・旅館・興行場・理美容所・クリーニング所等の監視指導に関すること 9 水道、温泉の指導等に関すること 10 特定建築物、プール等の衛生指導に関すること 11 飲用井戸、衛生害虫・住居衛生等の相談・指導に関すること 12 健康危機対策に関すること
検査課 5名		1 臨床検査に関すること 2 腸内細菌検査に関すること 3 食品衛生検査に関すること 4 健康危機管理検査に関すること		
食品機動監 視課 3名		1 食品衛生法の施行に関すること (主に卸売市場、大規模小売店舗、集団給食施設、食品製造業、旅館等の監視指導、食品等の収去検査に関すること) 2 ふぐ営業認証施設の立入検査等に関すること		

注（ ）は兼務職員の内数

## 7 職員数及び配置状況

表 7 職員配置

(令和7年3月31日現在)

	所長 (センター長)	次長(副センター長)	総務企画課	地域保健福祉課 【課長】	生活保護課 【課長】	健康生活支援課 【課長】	検査課 【課長】	食品機動監視課 【課長】	計
合 計	1	2	6	23 (11)	5	11	5	3	56 (11)
医 師	1								1
事 務		1	4	4 (1)	【1】 4				13 (1)
薬 剤 師			2			1		2	5
獣 医 師						【1】 3		【1】 1	4
保 健 師		1		5		4			10
診療放射線技師						1			1
臨床検査技師						1	【1】 5		6
管 理 栄 養 士				【1】 2					2
精神保健福祉士				12 (10)					12 (10)
その他の技術職員					1	1			2
食品衛生監視員 (再掲)	1					5		3	9
環境衛生監視員 (再掲)	1					6			7

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は( )に、課長の職種は、【】内に再掲。
- ・再任用職員・臨時の任用職員・育休任期付職員を含む。